

## 補助事業における利益等排除の考え方

補助事業者又は補助事業者の委託先（以下「補助事業者等」という。）又は連結決算ベースでの持分比率が100%の子会社・孫会社（以下、「100%子会社等」という）から調達する場合、不適切な利益享受を防ぐため、以下のとおり利益排除を取り扱う。

### 1. 補助事業者等が自社内から調達する場合

#### ①調達対象金額

利益を排除すること

#### ②利益排除の方法

- ・製造原価または仕入原価を経費として利用すること。補助事業者等が原価の証拠書類等を明らかにできない場合、製造部門の責任者名が製造原価証明書を作成すること。
- ・一般販売している商品（カタログ商品等）で、製造原価または仕入原価を示せない正当な理由がある場合、下記「2. 補助事業者等が100%子会社等から調達する場合」と同様とする。

### 2. 補助事業者等が100%子会社等から調達する場合

#### ①調達対象金額

1 契約200万円以上（消費税込）の調達を行う場合、利益排除は必要

#### ②利益排除の方法

（相見積を徴収できる場合）

- ・100%子会社等を含まない2者以上の相見積を徴収し、100%子会社等の調達価格が相見積の結果を下回った場合、利益排除は不要

（相見積を徴収できない場合）

- ・利益相当分を排除した額を計上し、相見積を行わない理由及び価格の妥当性を説明すること。
- ・利益相当分の排除方法は以下のとおりとし、上位に示されている方法が難しい場合は下位の方法を選択すること。

##### ①製造原価又は仕入原価の証明

②100%子会社等との間で当該年度適用の利益率又は手数料等を取り決めている場合、その値を利用

##### ③経常利益率による利益排除

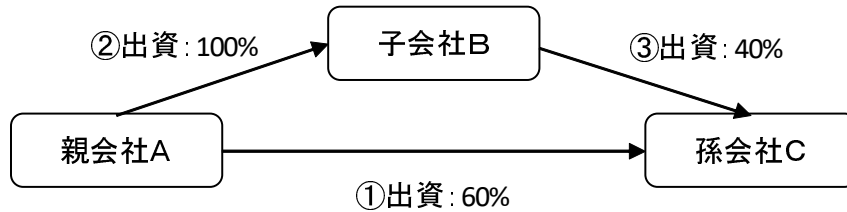
以下の計算式により計上利益率を求めること。ただし、決算上の経常利益が「赤字」または「0」の場合、利益排除は不要

$$\text{経常利益率} = \text{経常利益} / \text{売上高} \quad (\text{小数点以下第2位を切上げ})$$

<参考>

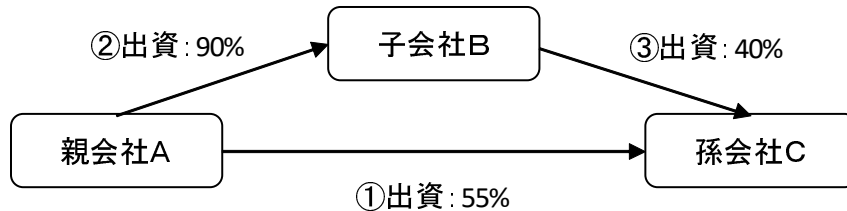
1. 100%子会社等の考え方

①出資関係が以下のような場合、利益排除の対象



計算方法：Cに対するAの出資比率 (①) +  
(Bに対するAの出資比率 (②) × Cに対するBの出資比率 (③))  
= 60% (①) + (100% (②) × 40% (③))  
= 100%

②出資関係が以下のような場合、利益排除の非対象



計算方法：Cに対するAの出資比率 (①) +  
(Bに対するAの出資比率 (②) × Cに対するBの出資比率 (③))  
= 55% (①) + (90% (②) × 40% (③))  
= 91%

③100%子会社等が補助事業者等の場合、その親会社からの利益排除は不要  
(注意)

補助期間中に投資比率が変動し、100%子会社に変更した場合や100%子会社でなくなった場合、投資比率変更日以降の計上方法を変更すること

2. 1契約の考え方

- ・期間を定める契約（派遣契約、リース契約、賃貸借契約等）で契約期間の総支払見込額が200万円以上となる場合、利益相当分を控除した単価を利用すること。ただし、100%子会社等を含まない2者以上の相見積を徴収した結果、調達価格が相見積の結果を下回った場合、利益排除は不要。
- ・100%子会社等との間で当該年度適用の利益率又は手数料等を取り決めている場合、原則として発注単価毎に1契約とみなす。ただし、合理的根拠を欠く分割発注により発注金額を200万円未満としないこと。
- ・旅費は研究員1名・1回毎の出張手配を1契約とする。